

第 5 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 28 年 5 月 18 日 (水) 午前 10 時 00 分

場 所 津市河芸庁舎 3 階 防災本部室

出席部会委員 1 太田 泰弘・2 太田 義政・4 田村 明・5 前川 洋子
6 喜多 義幸・9 石井 康宏・10 川口 邦次・11 横山 帛生
12 浅生 哲也・13 平井 秀次・19 佐野 すま子・21 坂野 大徹
24 川邊 千秋

以上 13 名

欠 席 委 員 3 坂倉 行光

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 喜多 義幸

事務局職員 奥野事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：河本主査 美里：小林担当主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 4 田村 明・5 前川 洋子

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
報告第 7 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (農業委員会許可・地上権)
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (農業委員会許可・賃貸借権)
- 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可の変更承認申請について (農業委員会許可・使用貸借)
- 議案第9号 非農地証明願について (農業委員会承認・所有権移転)
- 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について (別冊)

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは第5回第1農地部会を開催させていただきます。本日の欠席は、1名で、出席委員は13名です。それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。5番、前川委員・4番、田村委員よろしくお願ひします。</p> <p>まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。</p> <p>報告第1号から第7号まで、事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から3で、合計で件数は3件、合計面積は田で6,622㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>続きまして、2ページから6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から9で、6ページになりますが、合計で件数は9件、合計面積は53,643.21㎡で、その内訳としましては田が39,721.3㎡、畑が13,893.91㎡、その他、これは台帳地目が雑種地の農地で28㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が宅地になっているところにつきましては、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導させて頂いております。</p> <p>続きまして7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1、共同住宅及び駐車場用地、番号2、共同住宅用地、</p> <p>以上、件数は2件で、合計面積は2,566㎡、この内訳は田が2,396㎡、畑が170㎡でございます。</p> <p>8ページ・9ページをお願いいたします。</p>

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、分譲住宅用地、番号2、駐車場用地、番号3、レンタルコンテナ置場、番号4、建売分譲住宅用地、番号5、番号6は 分譲住宅用地、番号7、共同住宅及び駐車場用地、9ページになりますが、番号8、共同住宅用地、番号9、庭用地、番号10、共同住宅用地、番号11、資材置場用地。

以上、件数は11件で、合計面積は10,419㎡、この内訳は田が9,082㎡、畑が1,337㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、太陽光発電施設用地の1件で、面積は、畑で1,038㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1は、一般個人住宅用地、番号2、太陽光発電施設用地。

件数はこの2件で、合計面積は畑で829㎡でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、権利者 _____、申請地の地目は畑、面積は102㎡、外1筆で合計面積227㎡です。取得年月日は、昭和43年8月26日でございます。

この案件につきまして、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の農地として維持管理しており、取得時効が完成しております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページ、14ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受人 _____、面積3,721㎡、渡人 _____、面積3,721㎡ 申請地 白塚町北永定_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 36㎡ 外5筆、合計面積 1,142㎡です。

これにつきましては、共有持分を移転するものです。

番号2、地区 白塚、受人 _____、面積 3,721㎡ 渡人 _____、面積 3,721㎡ 申請地 白塚町北永定_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 29㎡ 外3筆、合計面積 1,000㎡です。

これにつきましても、先ほどと同じです。共有持分を移転するものです。

番号3、地区 楡形、受人 _____、面積 12,186㎡ 渡人 _____、面積 5,239.77㎡ 申請地 産品永谷_____、台帳地目・現況地とも畑、面積 33㎡外1筆、合計面積 320㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 高茶屋、受人 _____、面積 9, 196 m² 渡人 _____、面積 1, 365 m² 申請地 高茶屋小森町野田 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 401 m²外2筆で、14ページになりますが合計面積 1, 365 m²。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人からの要望を受け、申請地を譲り受けるものです。

番号5、地区 高野尾、受人 _____、面積 12, 353 m² 渡人 _____、面積 549 m² 申請地 高野尾町中町 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 319 m²。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 明、受人 _____、面積 11, 795 m² 渡人 _____、面積 2, 127 m²、申請地 芸濃町楠原上新開 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 218 m² 外3筆 合計面積 2, 127 m²。

これにつきましては、受人は、高齢化のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 雲林院、受人 _____、面積 18, 821.3 m² 渡人 _____、面積 2, 349 m²、申請地 芸濃町雲林院青木 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 2, 349 m²。

これにつきましては、受人は、高齢化のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上件数は7件、合計面積は、8, 622 m²、この内訳としまして、田が7, 762 m²、畑が860 m²でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
1番、白塚。

田村委員 4番 田村です。事務局の説明通りで、問題ないと判断します。よろしくお願ひします。

議 長 3番 櫛形。

前川委員 5番 前川です。13日に現地確認を行いました。特に問題無いと思いません。

議 長 4番 高茶屋。

太田委員 1番 太田です。地元推進委員さんから問題は無いという報告を受けました。事務局の説明通りで問題ありません。

議 長	5番、高野尾。
事 務 局	5番につきまして、担当地区は坂倉委員さんになります。本日欠席されておりまして、事前に問題ないというご連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。6番 明。
川口委員	10番 川口です。事務局の説明どおり問題は無いと思います。以上です。
議 長	ありがとうございます。7番 雲林院。
石井委員	9番 石井です。現地確認を行いました。事務局の通り何も問題ありません。よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん何かございますか。
部会委員	〈一同 異議なし〉
議 長	ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定します。 次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは15ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。 番号1、地区 片田、申請者 _____、申請地 片田田中町笹村_____ 、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 302㎡外1筆、合計面積674㎡です。 これにつきましては、申請地を10年程前から寺の駐車場及び墓地として使用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号2、地区 高茶屋、申請者 _____、申請地 高茶屋小森町野田_____ 、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 572㎡。 これにつきましては、申請地を平成2年頃から梨直売所及び駐車場として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号3、地区 草生、申請者 _____、申請地 安濃町草生野端_____ 、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積181㎡。 これにつきましては、昭和55年頃に、申請地に杉、檜を植林しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号4、地区 草生、申請者 _____、申請地 安濃町草生野端_____ 、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 181㎡。

これにつきましては、先ほどの番号3の隣接地で、同様に昭和55年頃に、申請地に杉、檜を植林しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は4件で、合計面積は畑で1,608㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番 片田。

前川委員 5番 前川です。担当地区の推進委員さんと現地確認を行いました。事務局の通り何ら問題ないと思います。始末書も出ています。よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。2番 高茶屋。

太田委員 1番 太田です。都合により私は現地確認を欠席しておりましたけれども、奥山委員の方から問題なしの報告を受けております。事務局の説明通りで良いと思います。

議 長 ありがとうございます。3番、4番 草生。

平井委員 13番 平井です。10日に現地確認を行いました。推進委員さんは都合により欠席でございましたが、全件問題無しというような連絡を受けております。事務局の説明通りで何の問題もございませんのでよろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆の委員さんはどうですか。

坂野委員 21番 坂野です。細かい話ですけれども。番号1の件で職業は、住職ということですが、職業として僧侶または宗教業と記載するのが適正ではないかと思われませんが事務局いかがでしょうか。

事務局 確かに職業としては僧侶が正しいとは思いますが。すみません、申請書の方も職業 僧侶という形で書いていただいています。申し訳ないです。僧侶にご訂正をいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

坂野委員 わかりました。

議 長 はい、他にございませんか。よろしいか。

部会委員 〈一同 異議なし〉

議 長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（農

業委員会許可・所有権移転) 事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、16ページをお願いします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(農業委員会許可・所有権移転)でございます。
番号1、地区 高野尾、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高野尾町大谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 219㎡です。

これにつきましては、平成27年12月17日に、転用目的 公衆用道路で許可をした案件ですが、関連する農業振興施設の開発に変更が生じたことから、このたび許可の取消願いが提出されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。

事務局 高野尾の担当、坂倉委員から問題ないという事で連絡を受けておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 お聞きいただいた通り問題ないということで皆さんはどうですか。

部会委員 〈一同 異議なし〉

議長 それでは異議なしと認め、議案第3号については許可をすることに決定します。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権)事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページ・18ページをお願いします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)でございます。

番号1、地区 白塚、受人 _____、渡人 _____、申請地 白塚町南永定 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 108㎡外2筆、合計面積 321㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地をリサイクル事業の自動車置場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 一身田、受人 _____、渡人 _____外1名、申請地 一身田豊野てノ坪 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 128㎡外3筆、合計面積 643㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、267.72㎡、転用面積の41.6%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____、申請地 神戸西垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 76㎡外2筆、合計面積

1, 404 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、498.15 m²、日影部分を避けて設置するため転用面積の35.5%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 神戸、受人 _____（使用借人 _____）、渡人 _____、申請地 半田平木 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 499 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受けた上で、使用借人に貸し付け、申請地を美容院用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____、申請地 野田柳谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 112 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、自宅に隣接する申請地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号6、地区 片田、受人 _____（賃借人 _____代表取締役 _____）、渡人 _____、申請地 片田田中町桐狭間 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 296 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受けた上で、賃借人に貸し付け、周辺農地と併せて、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、3,349.88 m²、一体利用地5,217 m²の64.2%になります。

なお、一体利用するその他の農地は、この後の議案第6号賃貸借権の設定で説明させていただきます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区明、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町林瀧ノ上 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 80 m²外1筆で、合計面積 132 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、寺院参拝者などの駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 安西、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町小野平清水 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 593 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、202.95 m²、土地の利用率は、隣接建物の影を避けて設置するため、転用面積の34.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 安西、受人 _____、賃借人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町萩野西興 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 365 m²外1筆、合計面積 730 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受けた上で、賃借人に貸し付け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、347.68 m²、転用面積の47.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町内多見泥 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 282 m²外1筆、合計面積 323 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は10件、合計面積は、5,053㎡、このうち田が2,843㎡、畑が2,210㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番 白塚。

田村委員 4番 田村です。申請場所は別紙の資料で、10日に地元推進委員さんと現地確認を行いました。堤防のすぐ下で、以前から休耕田です。詳細は事務局の説明の通りで問題ないと判断します。

議長 ありがとうございます。2番 一身田。

田村委員 4番 田村です。こちらも10日に地元推進委員さんと現地確認を行いました。譲渡人は高齢でどうしても仕方ないということですので、問題ないと判断いたしました。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。3番 神戸。

前川委員 5番 前川です。申請地は別紙の通りで、10日に地元推進委員さんと現地確認を行いました。ここは、田が荒れているので太陽光にしてみよう方がまだいいかなと思います。事務局の説明通りで特に問題は無いと思います。

議長 4番、5番よろしく申し上げます。

前川委員 5番 前川です。4番、5番は事務局の説明通りで特に問題は無いと思います。

議長 ありがとうございます。6番 片田。

前川委員 5番 前川です。10日に現地確認を行いました。事務局の説明通りで特に問題は無いと思いますのでよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。7番 明。

川口委員 10番 川口です。10日に現地確認を行いました。7番の場所は、墓地と隣接してるところです。地元推進委員さんは欠席ではございましたけど、別に問題ないと聞いております。事務局の通り何ら問題はありません。

議長 ありがとうございます。8番、9番 安西。

石井委員 9番 石井です。10日に地元推進委員さんと現地確認を行いました。何も

問題ありません事務局の通りですのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。10番 安濃。

浅生委員 12番 浅生です。ここは、住宅地で、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん何かございますか。

部会委員 〈一同 異議なし〉

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め議案第4号については許可をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・地上権）事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・地上権）でございます。番号1から4につきましては、一体利用地でありますことから一括して説明させていただきます。

番号1、地区 安濃、借り人 _____代表取締役社長 _____、貸し人 _____、申請地 安濃町内多堀河部 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 570㎡です。

番号2、地区 安濃、借り人は同一、貸し人 _____、申請地 安濃町内多堀河部 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積69㎡外3筆、合計面積775㎡。

番号3、地区 安濃、借り人は同一、貸し人 _____、申請地 安濃町内多堀河部 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 494㎡。

番号4、地区 安濃、借り人は同一、貸し人 _____、申請地 安濃町内多堀河部 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 328㎡外2筆 合計面積 1, 754㎡。

この4件につきましては、20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

事業面積は8, 600㎡で、このうち農地面積は4件合わせて5, 593㎡、またパネル設置面積は3, 725.47㎡、事業面積の43.3%に当たります。農地区分は、いずれの案件も第2種農地と判断されます。

番号5、地区 香良洲、借り人 _____代表取締役 _____、貸し人 _____、申請地 香良洲町大新田 _____、台帳地目 畑、現況地目 田、面積 879㎡。

これにつきましては、20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、352.13㎡、転用面積の40.06%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は6, 472㎡、このうち田が5, 593㎡、畑が879㎡です。これらの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。

浅生委員 1 2 番 浅生です。1 番、2 番、3 番、4 番は、隣接地でかなり田が荒れて酷いものになっています。事務局の説明通りで問題ないと思います。地元推進委員も問題ないとのことです。

議 長 ありがとうございます。5 番 香良洲。

太田委員 1 番 太田です。地元推進委員と10日に現地確認を行いました。隣接地はもう既に太陽光設備の資材置場になっていました。この案件につきましても事務局の説明通りで問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。みなさんはいかがですか。

部会委員 〈一同 異議なし〉

議 長 はい。異議なしと認め、議案第5号については許可をすることに決定いたします。

次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 20ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 栗真、借人 _____、貸人 _____ 相続人 _____、申請地 栗真小川町南浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積595㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、308.88㎡、転用面積の51.9%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 安東、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 安東町西園 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積941㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、568.13㎡、転用面積の60.73%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3から13につきましては、議案第4号の番号6を含めまして、一体利用でありますことから、一括して説明させていただきます。

番号3、地区 片田、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 片田田中町桐狭間 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積596㎡外1筆、合計面積 917㎡。

番号4、地区 片田、借人は同一、貸人 _____、申請地 片田田中町桐狭間_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1 8 6 m²。

番号5、地区 片田、借人は同一、貸人 _____、申請地 片田田中町桐狭間_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 3 1 0 m²外2筆、合計面積 5 3 3 m²。

番号6、地区 片田、借人は同一、貸人 _____、申請地 片田田中町桐狭間_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 6 9 5 m²。

番号7、地区 片田、借人は同一、貸人 _____、申請地 片田田中町桐狭間_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1 6 8 m²。

番号8、地区 片田、借人は同一、貸人 _____、申請地 片田田中町桐狭間_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2 9 4 m²。

番号9、地区 片田、借人は同一、貸人 _____相続人代表 _____、申請地 片田田中町桐狭間_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 5 3 9 m²。

番号10、地区 片田、借人は同一、貸人 _____、申請地 片田田中町桐狭間_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2 8 6 m²。

番号11、地区 片田、借人は同一、貸人 _____、申請地 片田田中町桐狭間_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 3 2 4 m²。

番号12、地区 片田、借人は同一、貸人 _____、申請地 片田田中町桐狭間_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1 9 5 m²。

番号13、地区 片田、借人は同一、貸人 _____、申請地 片田田中町桐狭間_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 4 0 9 m²。

この11件につきましては、いずれも20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地を含む全体面積は、議案第4号の番号6を含め5, 217 m²で、このうち農地面積は4, 842 m²、またパネル設置面積は3, 349.88 m²、事業面積の64.2%に当たります。農地区分は、いずれの案件も第2種農地と判断されます。

21ページをお願いします。

番号14から16につきましても、先ほどと同様に、一体利用でありますことから一括して説明させていただきます。

番号14、地区 棕本、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町棕本六丁_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 771 m²外1筆、合計面積 3, 837 m²。

番号15、地区 棕本、借人は同一、貸人 _____、申請地 芸濃町棕本六丁_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2, 583 m²。

番号16、地区 棕本、借人は同一、貸人 _____、申請地 芸濃町棕本六丁_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 429 m²外1筆、合計面積 1, 781 m²。

この3件につきましては、20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地を含む全体面積は、8, 315 m²で、このうち農地面積は8, 201 m²、またパネル設置面積は4, 978.3 m²、事業面積の59.8%に当たります。農地区分は、いずれの案件も第2種農地と判断されます。

番号17、地区 安西、借人 _____代表取締役 _____、申請地 芸

濃町萩野金谷_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 247 m²外3筆
合計面積 738 m²。

これにつきましては、借り人は、貸し人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、275.52 m²、不整形地のため転用面積の37.3%の利用率になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

なお、本申請は、申請地取得後3年3作を経過しない早期の転用になりますが、水利がなく、獣害も酷いことから農地としての利用が困難であるとの理由書が添付されております。

番号18、地区 草生、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町草生清水田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,359 m²。

これにつきましては、借り人は、貸し人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、531.36 m²、建物の日陰部分を避けるため、転用面積の39.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は18件、合計面積は16,380 m²、このうち田が3,878 m²、畑が12,502 m²です。

これらの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番 栗真。

田村委員 4番 田村です。申請地は資料の通りで、10日に地区推進委員さんと現地確認を行いました。事務局の説明通りで問題ないと判断いたします。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。2番 安東。

太田委員 2番 太田です。10日に地元推進委員と現地確認を行いました。畑にしては広すぎて老夫婦が面倒見きれないということで、営農縮小ということです。有効利用のために太陽光発電施設用地にするということでございます。何ら問題はございません。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。3番から13番 片田。

前川委員 5番 前川です。10日に地元推進委員さんと現地確認したところ特に問題は無いと思います。ここで畑をされてる方はほとんどいなくて、現在は荒地になっていますので、有効利用してもらおうほうがいいと思います。事務局の説明通り問題は無いと思います。

議 長 ありがとうございます。14番 椋本。

川口委員 10番 川口です。10日に地元推進委員さんと現地確認を行いました。現地は農作物もこれといった耕作してませんし、管理もしているようには思いませんが、周囲に迷惑はかからないような状態だと思います。

推進委員さんに伺いましたところ、数年間は、耕作がない状態が続いているということでしたので太陽光発電施設が有効な利用ではないかということで問題ないと判断しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。14番から16番、17番の安西。

石井委員 9番 石井です。地区推進委員さんと現地確認を行いました。多分、売買してから荒れてると思うんですけど、事務局の通り問題はありません。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。18番 草生。

平井委員 13番 平井です。10日に会長、部会長共々、現地確認を行いました。当日は、地元推進委員さんは、都合により欠席でしたが、事前に現地を見ていただきまして問題ないという連絡を受けております。事務局の説明通り何ら問題は無いと思えますのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。みなさんはいかがですか。

坂野委員 21番 坂野です。先程の事務局の説明で3条の許可後に3年3作を経過しない転用という説明がありましたけれども、もう少し考え方を説明していただけないでしょうか。

事務局 この農地につきまして、農地法3条の許可では農地を農地として耕作するということで取得される訳ですけれども、その時の条件が、強制ではないんですけれども、最低でも3年3作は耕作していただくこと農業委員会からお願いをさせていただいております。

その時点では、そのようなことで3条の許可を出しましたけれども、その後3年3作を経たない間に農地として耕作するのが困難な状況が生じたということで、農地転用をしたいという申請で出ております。

この3年3作というのはあくまでも取り決めというかお願い事という形になっておりまして、強制ではありませんので、理由書を出していただければ、農地転用も止むを得ないということで事務は進めさせていただいております。

議 長 よろしいでしょうか。

部会委員 〈一同 異議なし〉

坂野委員 ありがとうございます。

議 長 それでは、異議なしと認め議案第6号については許可をすることに決定いたします。

次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 22ページをお願いいたします。
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。
番号1、地区 栗真、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 栗真町屋町中新畑_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 436㎡です。
これにつきましては、借り人は、貸し人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を分家の一般個人住宅用地とするものです。
番号2、地区 一身田、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 一身田豊野東田端_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 56㎡。
これにつきましては、借り人は、貸し人との間に40年間の使用貸借権を設定し、申請地を分家の一般個人住宅用地とするものです。
なお、申請地には、昭和59年ごろ既に車庫などを建築しており、始末書が提出されております。農地区分は、第3種農地と判断されます。
番号3、地区 大里、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 大里睦合町多為_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 44㎡外2筆、合計面積 176㎡。
これにつきましては、借り人は、貸し人との間に30年間の使用貸借権を設定し、申請地を居宅への進入路用地とするものですが、昭和50年ごろから既にこの目的で利用されており、始末書の提出があります。農地区分は、第3種農地と判断されます。
以上件数は3件、合計面積は、畑で668㎡です。
いずれの案件も、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番 栗真。

田村委員 4番 田村です。申請場所は資料の通りで、これも10日に現地確認を行いました。周辺は住宅地となっておりまして、問題ないと判断いたします。
2番も同じですので説明させていただきます。こちらの方も長年住宅地になっておりまして問題ないという判断をいたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。3番 大里。

事務局 すいません。大里は坂倉委員の担当になるんですけども、本日欠席ということで、申請については問題ないという連絡を受けております。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。みなさんいかがですか。

部会委員 〈一同 異議なし〉

議長 それでは異議なしと認め議案第7号については許可をすることに決定いたします。

次に議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可の変更承認申請について（農業委員会承認・所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局

23ページをお願いします。

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可の変更承認申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 高野尾、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高野尾町大谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 112㎡です。

これにつきましては、平成27年12月17日に、転用目的が公衆用道路で許可をした案件です。

関連する農業振興施設の開発に変更が生じたことということから、転用面積を30.74㎡に変更したいとの申請が提出されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

事務局

この案件につきましても、坂倉委員の担当地区になります。本日ご欠席のため事前に問題ないというご連絡をいただいておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。地元委員さんは異議がありません。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

〈一同 異議なし〉

議長

それでは異議なしと認め、議案第8号については、承認をすることに決定いたします。

次に議案第9号、非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局

24ページをお願いいたします。

議案第9号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 明合、願出者 _____、申請地 安濃町栗加田倉田 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 431㎡です。

これにつきましては、建物の登記簿謄本により、昭和36年3月20日に住宅が建築されていることが確認できます。

このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

件数はこの1件です。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

浅生委員	12番 浅生です。事務局の通り問題ないと思います。よろしくお願ひします。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	〈一同 異議なし〉
議 長	<p>それでは異議なしと認め、議案第9号については、証明することに決定いたします。</p> <p>次に別紙でお配りしました議案第10号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。</p> <p>資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。</p> <p>まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で20,389㎡、畑の賃貸借で885㎡、契約件数は19件でございます。</p> <p>河芸地区につきましては、田の賃貸借で2,730㎡、契約件数は1件でございます。</p> <p>安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で26,138㎡、畑の賃貸借で1,124㎡、契約件数は8件でございます。</p> <p>芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で6,404.07㎡、契約件数は3件でございます。</p> <p>美里地区につきましては、田の使用貸借、所有権移転で5,287㎡、契約件数は2件でございます。</p> <p>香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。</p> <p>以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて60,948.07㎡、畑の集積が、賃貸借で2,009㎡、合計契約件数は33件、合計面積は62,957.07㎡となっております。</p> <p>次に認定農業者への集積状況でございます。</p> <p>地区別の認定農業者への集積は津地区で8件、安濃地区7件、芸濃地区2件で合計17件、合計面積は36,150.07㎡でございます。</p> <p>今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	ありがとうございます。説明が終わりました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	〈一同 異議なし〉
議 長	それでは、議案第10号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農

用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達すること
いたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。
以上で第5回第1農地部会を終了いたします。

午前11時4分

上記は、第5回第1農地部会の議事を録したものである。

平成28年5月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____